

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約

前文

この条約の締約国は、

商事紛争の当事者が当該紛争を友好的に解決する目的で第三者に支援を求める調停という解決方法の国際取引についての価値を認識し、

調停が、国際的な及び国内の商慣行において、訴訟に代わるものとして一層利用されていることに留意し、

調停の利用により、紛争が商事上の関係の終了を引き起こす事案の減少、商事上の当事者による国際取引の運営の促進、国による司法の運営の省力化等の重大な利益がもたらされることを考慮し、

異なる法的、社会的及び経済的な制度を有する国にとって受入れ可能な調停による国際的な和解合意のための枠組みを定めることが、調和のとれた国際経済関係の発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一条 適用範囲

1 この条約は、商事紛争を解決するために当事者が書面によって締結した調停による合意（以下「和解合意」という。）であつて、その締結時に次のいずれかに該当するという点で、国際的であるものについて適用する。

(a) 和解合意の二以上の当事者が異なる国に営業所を有すること。

(b) 和解合意の当事者が営業所を有する国が次のいずれかの国と異なること。

(i) 和解合意に基づく義務の実質的な部分が履行される国

(ii) 和解合意の対象である事項と最も密接な関係を有する国

2 この条約は、次の和解合意については、適用しない。

(a) 当事者の一方（消費者）が個人、家族又は家庭に関する目的のために行った取引から生じた紛争を解決するために締結されたもの

(b) 親族法、相続法又は雇用法に関するもの

3 この条約は、次の和解合意については、適用しない。

- (a) (i) 裁判所によって認可され、又は裁判所における手続の過程で締結され、かつ、(ii) 当該裁判所の属する国において判決と同様に執行することができるもの
- (b) 仲裁廷の裁定として記録され、かつ、執行することができるもの

第二条 定義

1 前条1の規定の適用上、

- (a) 「営業所」とは、当事者が二以上の営業所を有する場合には、和解合意の締結時に当事者双方が知り、又は想定していた事情に照らして、当該和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係を有する営業所をいう。

- (b) 当事者が営業所を有しない場合には、その常居所を基準とする。

2 和解合意が「書面」によるとは、当該和解合意の内容がその形式のいかんを問わず記録されていることをいう。和解合意が書面によるものでなければならぬとの要件は、電子的な通信に含まれる情報が事後の参照のためにアクセス可能である場合には、当該電子的な通信によって満たされるものとする。

3 「調停」とは、使用される表現又は手続が実施される根拠のいかんを問わず、紛争の当事者が、当該当

事者に解決を強制する権限を有しない第三者（以下「調停人」という。）の支援を得て、当該紛争の友好的な解決を図る手続をいう。

第三条 一般原則

1 各締約国は、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、和解合意を執行するものとする。

2 当事者が和解合意によって解決されたと主張する事項に関して紛争が生ずる場合には、締約国は、当該当事者に対し、当該事項が既に解決されていることを証明するため、この条約に定める条件の下に、かつ、自国の手続規則に従って、当該和解合意を援用することを認めるものとする。

第四条 和解合意の援用のための要件

1 この条約に基づいて和解合意を援用する当事者は、救済を求められた締約国の権限のある機関に対し、次に掲げるものを提出する。

- (a) 当事者が署名した和解合意
- (b) 和解合意が調停によるものであることについての証拠（例えば、次に掲げるもの）

- (i) 和解合意への調停人の署名
- (ii) 調停人が署名した文書であつて、調停が実施されたことを明示するもの
- (iii) 調停を運営した機関による証明書
- (iv) (i)から(iii)までに掲げるものが存在しない場合には、権限のある機関にとって受入れ可能なその他の

証拠

2 和解合意が当事者又は適当な場合には調停人により署名されたものでなければならぬとの要件は、電子的な通信については、次のいずれにも該当する場合には、満たされるものとする。

- (a) 当事者又は調停人を特定し、及び当該電子的な通信に含まれる情報に関する当該当事者又は当該調停人の意図を明示する方法が用いられていること。
- (b) 用いられている方法が次のいずれかに該当すること。
 - (i) 関連する合意を含む全ての状況に照らして、当該電子的な通信が生成され、又は伝達された目的に対して十分な信頼性を有すること。
 - (ii) 当該方法自体により、又は追加的な証拠と併せて、(a)に規定する機能を果たしていることが現に証

明されていること。

3 和解合意が救済を求められた締約国の公用語によるものでない場合には、権限のある機関は、当該和解合意の当該公用語への翻訳文を求めることができる。

4 権限のある機関は、この条約に定める要件が満たされていることを確認するために必要な文書を求めることができる。

5 権限のある機関は、救済の請求を検討するに当たり、迅速に行動するものとする。

第五条 救済の付与の拒否事由

1 前条の規定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関は、当該救済が不利益に援用される当事者の要請により、当該当事者が当該権限のある機関に対し次のいずれかのことについての証拠を提出する場合に限り、救済の付与を拒否することができる。

(a) 和解合意のいずれかの当事者の行為能力に制限があったこと。

(b) 援用される和解合意が次のいずれかに該当すること。

(i) 当事者が当該和解合意の準拠法として有効に指定した法令（その指定がなかったときは、前条の規

定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関が適用すべきものと判断した法令)によれば、無効であるか、失効しているか、又は履行不能であること。

(ii) 当該和解合意の文言によれば、拘束力を有しないか、又は最終的なものでないこと。

(iii) 事後に修正されたこと。

(c) 和解合意における義務が次のいずれかに該当すること。

(i) 既に履行されたこと。

(ii) 明確でないか、又は理解可能でないこと。

(d) 救済の付与が和解合意の文言に反すること。

(e) 調停人が調停人又は調停について適用される規範に対する重大な違反を行い、かつ、当該違反がなかったとしたならば当該当事者が和解合意を締結することはなかったであろうこと。

(f) 調停人がその公平性又は独立性に関して正当な疑念を生じさせる状況を当事者に開示せず、かつ、その不開示がなかったとしたならばいずれかの当事者が和解合意を締結することはなかったであろう重大な又は不当な影響を当該いずれかの当事者に与えたこと。

2 前条の規定に基づいて救済を求められた締約国の権限のある機関は、次のいずれかのことを認める場合においても、救済の付与を拒否することができる。

(a) 救済の付与が当該締約国の公の秩序に反すること。

(b) 当該締約国の法令によれば、紛争の対象である事項が調停による解決が不可能なものであること。

第六条 並行して行われる申立て又は請求

和解合意に関する申立て又は請求が裁判所、仲裁廷又はその他の権限のある機関に対して行われており、第四条の規定に基づいて求められた救済に影響を及ぼし得る場合において、当該救済を求められた締約国の権限のある機関が適当と認めるときは、当該権限のある機関は、決定を延期することができ、かつ、一方の当事者の要請に応じ、相当な担保を立てることを他方の当事者に命ずることができる。

第七条 他の法令又は条約

この条約は、和解合意が援用される締約国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が当該和解合意を利用するいかなる権利をも奪うものではない。

第八条 留保

- 1 締約国は、次のことを宣言することができる。
 - (a) 当該締約国又はその政府機関若しくはその政府機関のために行動する者が当事者である和解合意について、その宣言に明示する限度において、この条約を適用しないこと。
 - (b) 和解合意の当事者がこの条約の適用に合意した限度においてのみ、この条約を適用すること。
- 2 この条において明示的に認められた留保を除くほか、いかなる留保も認められない。
- 3 締約国は、いつでも留保を付することができる。署名の時に付された留保は、批准、受諾又は承認の時に確認されなければならない。当該留保は、それを付した締約国について、この条約の効力発生と同時に効力を生ずる。この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこの条約への加入の時又は第十三条の規定に基づいて行われた宣言の時に付された留保は、それを付した締約国について、この条約の効力発生と同時に効力を生ずる。この条約が自国について効力を生じた後に締約国が寄託する留保は、当該留保が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。
- 4 留保及びその確認は、寄託者に寄託する。
- 5 この条約に基づく留保を付した締約国は、当該留保をいつでも撤回することができる。その撤回は、寄

託者に寄託され、その寄託の後六箇月で効力を生ずる。

第九条 和解合意への効力

この条約及び留保又はその撤回は、関係する締約国についてこの条約、当該留保又は当該撤回が効力を生じた日の後に締結された和解合意についてのみ適用する。

第十条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第十一条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、二千十九年八月七日にシンガポールにおいて、その後はニューヨークにある国際連合本部において、全ての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、署名国によって批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3 この条約は、署名のために開放した日から、署名国でない全ての国による加入のために開放しておく。

4 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

第十二条 地域的な経済統合のための機関による参加

1 主権国家で構成され、かつ、この条約が規律する特定の事項について権限を有する地域的な経済統合のための機関は、同様に、この条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入することができる。この場合において、地域的な経済統合のための機関は、この条約が規律する事項について権限を有する限度において、締約国の権利及び義務を有するものとする。この条約において締約国の数が関係する場合には、地域的な経済統合のための機関は、締約国であるその構成国に追加して締約国として数えてはならない。

2 地域的な経済統合のための機関は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、寄託者に対し、この条約が規律する事項であつてその構成国により当該機関に権限が委譲されたものを明示する宣言を行う。地域的な経済統合のための機関は、この2の規定に基づく宣言に明示された権限の配分についてのいかなる変更（権限の新たな委譲を含む。）も、寄託者に速やかに通告する。

3 この条約において「締約国」又は「国」というときは、文脈により、地域的な経済統合のための機関についても同様に適用する。

4 この条約は、次のいずれかの場合には、地域的な経済統合のための機関の規則（その採択又は効力発生

がこの条約の前であるか後であるかを問わない。)であつてこの条約と抵触するものに優先しない。

(a) 第四条の規定に基づき当該機関の構成国であるいずれかの国において救済が求められており、かつ、

第一条1の規定に関連する全ての国が当該機関の構成国である場合

(b) 当該機関の構成国間における判決の承認又は執行に関する場合

第十三条 不統一な法制

1 締約国は、この条約で取り扱う事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約を自国の領域内の全ての地域について適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、いつでも別の宣言を行うことにより、その宣言を修正することができる。

2 1に規定する宣言は、寄託者に通告するものとし、この条約が適用される地域を明示する。

3 締約国がこの条約で取り扱う事項に関してそれぞれ異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する場合には、次のとおりとする。

(a) 国の「法令」又は「手続規則」というときは、状況に応じ、関連する地域において効力を有する法令

又は手続規則をいうものとする。

(b) 国における「営業所」というときは、状況に応じ、関連する地域における営業所をいうものとする。

(c) 国の「権限のある機関」というときは、状況に応じ、関連する地域の権限のある機関をいうものとする。

4 締約国が1に規定する宣言を行わない場合には、この条約は、当該締約国の全ての地域について適用する。

第十四条 効力発生

1 この条約は、三番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後六箇月で効力を生ずる。

2 いずれかの国が、三番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後に、この条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する場合には、この条約は、当該国の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後六箇月で当該国について効力を生ずる。この条約は、前条の規定に従ってこの条約が適用される地域については、同条に規定する宣言の通告の後六箇月で効力を生ずる。

第十五条 改正

- 1 いずれの締約国も、改正案を国際連合事務総長に提出することにより、この条約の改正を提案することができる。同事務総長は、締約国に対して改正案を直ちに送付するものとし、当該改正案についての審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に示すよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。
- 2 締約国会議は、各改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、その採択のため、最後の解決手段として、締約国会議の会合に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決を必要とする。
- 3 採択された改正は、寄託者が全ての締約国に対し批准、受諾又は承認のために送付する。
- 4 採択された改正は、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後六箇月で効力を生ずる。改正は、効力を生じたときは、当該改正に拘束されることについての同意を表明した締約国を拘束する。
- 5 いずれかの締約国が、三番目の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後に、改正を批准し、受諾し、又は

承認する場合には、当該改正は、当該締約国の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後六箇月で当該締約国について効力を生ずる。

第十六条 廃棄

1 締約国は、寄託者に宛てた書面による正式の通告により、この条約を廃棄することができる。廃棄を行う締約国の法制が不統一のものである場合には、廃棄は、この条約が適用される当該締約国の領域内の地域のうち特定のものに限定して行うことができる。

2 廃棄は、寄託者がその通告を受領した後十二箇月で効力を生ずる。当該通告において廃棄の効力発生につき一層長い期間が指定されている場合には、廃棄は、寄託者が当該通告を受領した後その一層長い期間が満了した時に効力を生ずる。この条約は、廃棄が効力を生ずる前に締結された和解合意については、引き続き適用する。

ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成した。

